

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4261000004 原町区マンホールポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区西町一丁目地内
	種類	工事
	概要	経年劣化した原町区内の公共下水道マンホールポンプ1箇所(2台)のオーバーホール
相手方	名称	ラサ商事(株)
	代表者	代表取締役社長 井村周一
	所在地	東京都中央区日本橋蛸殻1-11-5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置のメンテナンス代理店である設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [ 下水道課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)426100003 鹿島区マンホールポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区西町一丁目地内外
	種類	工事
	概要	経年劣化した鹿島区内の公共下水道マンホールポンプ1箇所(2台)、農業集落排水マンホールポンプ1箇所(2台)のオーバーホール
相手方	名称	荏原実業(株)東北営業所
	代表者	所長 原川和之
	所在地	宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3番7号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 0 5 鹿島浄化センターし渣分離機修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区南右田字榎内地内
	種類	工事
	概要	経年劣化したし渣分離機のオーバーホール
相手方	名称	㈱日立プラントサービス東北事業所
	代表者	所長 深瀬哲也
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町2丁目8番15号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 0 0 6 鹿島浄化センター 2 エアレーター修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区南右田字榎内地内
	種類	工事
	概要	経年劣化したエアレーターのオーバーホール
相手方	名称	㈱前澤エンジニアリングサービス東北営業所
	代表者	所長 宇都宮正
	所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の設置業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名〔下水道課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。



様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 0 2 7 鹿島区西町災害公営住宅屋外整備工事
	履行場所	南相馬市鹿島区西町一丁目 地内
	種類	工事
	概要	建築工事 災害公営住宅建設事業 外構工事一式
相手方	名称	関場建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	南相馬市原町区錦町1の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>関場建設株式会社が鹿島区西町災害公営住宅新築工事で本工事の施工箇所で足場及び仮囲いを使用しているが、今回随意契約予定している外構工事のフェンス設置については、足場及び仮囲いを撤去しないと施工することができない。</p> <p>現在施工中である業者の工事進捗に合わせて、この足場及び仮囲いを撤去後すみやかに本工事を施工しなければならず、撤去のためにはその連絡調整に時間を要し、また、同一建設現場に作業員・資材・重機等が混在することになる。今回の敷地は、非常に狭隘であり、他の業者の重機が重複作業するエリアが無いため、同一業者が使用している重機の使用が可能となり、作業効率が向上するため、現施工者である関場建設株式会社と随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 0 4 0 小高川ポンプ場危険物施設配管交換工事
	履行場所	南相馬市小高区大井字観音前地内
	種類	機械設備工事
	概要	危険物施設配管交換 1式
相手方	名称	テスコ株式会社
	代表者	代表取締役 小林 千尋
	所在地	東京都新宿区信濃町34番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は小高川ポンプ場運転管理業務の実績があり、かつ既存設備との接続する危険物地下タンク及び配管施設に精通し、また専門的知識も有して、唯一非常時にポンプ運転対応が可能である上記業者と随意契約するものである。</p>	
<p>工事等担当課名 { 小高区産業建設課 佐藤晃 }</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4261000041 ごみ焼却処理施設クレーン横行設備及び巻上機交換工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	工事
	概要	横行設備交換 一式 巻上機交換 一式 複合工 一式 資材費 一式
相手方	名称	株式会社ユウデンエンジニアリング
	代表者	代表取締役 横尾 勇
	所在地	宮城県仙台市宮城野区白鳥二丁目31番45号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、ごみ焼却処理施設のクレーン横行設備及び巻上機交換工事であり、本設備は当該業者で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [ 生活環境課 ]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 0 4 3 ごみ焼却処理施設1・2号炉乾燥帯ロストル更新工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	工事
	概要	1・2号炉乾燥帯更新 一式、 複合工 一式、資材費 一式
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 藤井雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、焼却処理施設の1・2号炉乾燥帯ロストル更新工事であり、本設備は当該業者で開発した製品であり他社での製作は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4261000044 亜炭鉱害復旧施設凝集剤装置修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	請負工事
	概要	機械設備（凝集剤供給設備整備 1.0 式、凝集剤溶解槽レベル計整備 1.0 式、凝集剤溶解槽内部清掃 1.0 式、凝集剤抜出配管整備 1.0 式）
相手方	名称	三菱マテリアルテクノ（株）常磐支店
	代表者	支店長 瀧澤 恵
	所在地	いわき市小名浜字吹松 15-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、当該業者が製造・設置した機器を修繕する工事であり、既存装置との互換性が施工後に必要となるため設置業者である当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名（鹿島区産業建設課）		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4261000061 モータープール解体・撤去工事
	履行場所	福島県南相馬市原町区高見町一丁目285番地の1
	種類	工事
	概要	南相馬市消防・防災センター整備事業に伴い、取得予定の福島県モータープール敷地の建物等について、平成25年1月23日付け「福島県所有のモータープール敷地譲渡に関する覚書」に基づきモータープールの解体・撤去を行う。
相手方	名称	関場建設 株式会社
	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	福島県南相馬市原町区錦町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく、又は落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、南相馬市消防・防災センター整備事業との作業場所及び、作業時間の共用が必要となるため、作業場所の安全確保及び、効率的な作業時間の確保ができるのは、南相馬市消防・防災センター整備建築主体工事の契約事業者である当該事業者のみであるため、随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 危機管理課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4261000083 原町斎場1・2系列ターボプロワ交換工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	工事
	概要	1・2系列ターボプロワ 一式、複合工 一式、 資材費 一式
相手方	名称	株式会社宮本工業所
	代表者	代表取締役 宮本 芳樹
	所在地	富山県富山市奥田新町12番3号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、原町斎場のターボプロワ交換工事であり、本設備は当該業者で開発した設備であるため、他社での製作は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名〔生活環境課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4261000097 八沢児童クラブフェンス設置工事
	履行場所	南相馬市鹿島区南屋形 地内
	種類	工事
	概要	フェンス工 L = 56.3m フェンス門扉工 2箇所
相手方	名称	庄司建設工業株式会社
	代表者	取締役社長 庄司 公正
	所在地	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者がなく	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>八沢児童クラブについては、8月25日（2学期開始）開所予定としていることから、現在建設工事を実施しており、本来はフェンス設置工事も建設工事と一体化した工事としての発注となるが、建物建築工事は寄付行為による工事であり発注者が異なるために別工事となり、フェンス設置工事においては建設工事の請負業者である庄司建設工業株式会社と随意契約にて施工することとしたい。</p>	
工事等担当課名〔幼児教育課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 1 0 0 0 1 0 2 真野川漁港海水処理施設工事
	履行場所	南相馬市鹿島区烏崎字牛島地内
	種類	一般土木
	概要	真野川漁港における海水処理施設工事である。
相手方	名称	石川建設工業株式会社
	代表者	代表取締役社長 石川 俊
	所在地	福島県南相馬市原町区大町三丁目30番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、県発注済みの漁港臨港道路工事及び海岸堤防工事と交錯する箇所での一連の工事であり、漁港臨港道路工事が竣工間近、海岸堤防工事が間もなく着工となることから、これらと同時に一体的な工事の施工をする必要があるため、県発注工事の受注者である石川建設工業株式会社と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 鹿島区産業建設課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。